三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市明科東川手九八二五、九八二九、九八三〇、九八三二、飯田市南信濃南和田七七の一、七七の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草四九三二の一、四九三五の一、四九三七の一、四九三七の二、東筑摩郡麻績村麻字坊平九一〇六から九一一四まで、飯田市山本六六三〇、六六三一の二から六六三一の四まで、六六三一の六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大草四九三五の一・四九三七の一・四九三七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに飯田市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県松本市刈谷原町字マカイ峠一一〇の一、一一〇の二、一一一・字マカイ峠牛首鷲山九九二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年十月二十一日
国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年国土交通省告示第三百三十五号広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・一・三百二号観音井口線
三　事業施行期間　自平成二十年三月二十四日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十年国土交通省告示第三百三十五号の事業地のうち広島県広島市西区庚午南一丁目及び扇一丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　平成二十年国土交通省告示第三百三十五号の事業地のうち広島県広島市西区扇一丁目地内において事業地に広島県広島市西区庚午南一丁目を追加する。

○国土交通省告示第千五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同法第六十二条第一項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年十月二十一日
国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年国土交通省告示第千六百九十九号広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・三百四十一号宇品観音線
三　事業施行期間　自平成十九年十二月二十七日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十九年国土交通省告示第千六百九十九号の事業地のうち広島県広島市中区光南三丁目及び江波東二丁目並びに西区観音新町三丁目及び観音新町四丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　平成十九年国土交通省告示第千六百九十九号の事業地のうち広島県広島市中区光南三丁目、江波東二丁目及び江波西二丁目並びに西区観音新町四丁目地内において事業地を変更し、事業地に広島県広島市西区観音新町三丁目を追加する。

○国土交通省告示第千五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年十月二十一日
国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
迫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第千四十号で指定した一迫川の土地の区域及び昭和五十二年建設省告示第千三百六十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
宮城県栗原市花山
字本沢穴ノ原
一七番五　一号及び二号
二番三　三号から六号まで
一番二　七号から十一号まで
山伏山国有林五四林班
い3小班　十二号から二十四号まで
い1小班　二十五号から三十七号まで
ぬ2小班　三十八号及び三十九号
い2小班　四十号から五十一号まで
い4小班　五十二号
イ小班　五十三号から五十五号まで
切留山国有林三五林班
ハ小班　五十六号
い2小班　五十七号から七十一号まで
い4小班　七十二号から七十四号まで
た2小班　七十五号から八十号まで
た1小班　八十一号から八十九号まで
字本沢切留
一番五　九十号から九十四号まで
六番一九　九十五号及び九十六号